

青森県中小企業家同友会規約

(名称)

第1条 本会は青森県中小企業家同友会と称します。

(目的)

第2条 本会は中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的として活動をすすめます。

1. 広く会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。

【自主的な努力による経営体質の改善】

2. 相互の知識を吸収し、資質を高め、現代の経営者に要求される総合的な力を身につけます。

【謙虚に学びあい総合的な能力を養う】

3. 他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済と地域経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

【経営環境の改善に努める】

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 会員企業の経営体質の強化に役立つ経験の交流、経営研究などを行うと共に、会員の多種多様な要望に応える活動。
2. 労使が共に学びあう立場からの各種研修の開催をはじめ、人材の確保と定着化、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決していくための活動。
3. 会員相互の信頼と親睦を深め、自主的・民主的な経済交流、共同事業の推進をはかる。
4. 国および地方自治体に対し、中小企業家の要望にかなった行政が確立されるよう働きかける。
5. 必要な情報を会員に知らせるために、情報発信を行う。
6. 中小企業家の幅広い協力と団結をより上げるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟し、その発展強化を図ると共に、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる。
7. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(組織範囲)

第4条 本会の組織範囲は、原則として青森県一円とし、本部事務所を青森市におきます。

(会員資格)

第5条 本会の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる人は会員になる資格があります。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する人は、会員1名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費を添えて申し込み、理事会の承認を得るものとします。

(入会金・会費)

第7条 入会金を10,000円、会費は月6,000円とし、原則として3ヶ月分を前納するものとします。会費には中小企業家同友会全国協議会分担金、および「中小企業家しんぶん」代が含まれます。

(休会・退会・再入会)

第8条 会員の休会ならびに退会、および再入会について次のように定めます。

1. 会員が届け出て、理事会において特別の理由を認めた場合に、1年を上限として休会することができます。
2. 会員が退会を希望する場合は、理事会に書面で退会を申し出て承認を得ることとします。その場合は当月までの会費を納入することとし、すでに納入された入会金・前納会費は返戻しません。
3. 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚したりするような言動を行った場合、理事会の決定により除名処分とすることがあります。
4. 会員が、たびたびの請求にもかかわらず会費を1年間滞納した場合には、理事会の決定により退会処理を行うことがあります。また、その場合には退会後も滞納分の債務は継続します。
5. 会費滞納がなく、また自主退会した人が再入会を希望する場合には、退会後1年以内の期間であれば入会金を免除して再入会手続きを行います。

(運営)

第9条 本会は会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰でもが対等平等であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

(政党との関係)

第10条 本会は会員個人の思想信条の自由を保障し、会の目的を達成するために各政党とわけへだてなく接触しますが、会としてどの政党とも特別な関係はもたないものとします。

(機関)

第11条 本会に次の機関をおきます。

1. 会員総会
会の最高決議機関で理事会が召集します。定時総会は年一回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、

または会員の3分の1以上の請求があったとき開催します。総会は会員の過半数の出席（委任も含む）で成立します。

2. 理事会

会員総会に次ぐ決定機関で、原則として1ヶ月に1回開催し、その他代表理事が必要と認めたとき、理事会の3分の1以上の請求があった場合に開催します。理事会の召集は代表理事が行います。

3. 総務委員会

代表理事、副代表理事、事務局長で構成します。総務委員会は委員長が召集し、委員長は互選します。

（役員）

第12条 本会に次の役員をおきます。尚、任期は1年とし、再任は妨げません。

1. 理事

若干名とし、所属支部からの推薦を受けて、会員総会で選出します。

2. 代表理事

会務の全般を統轄し、内外に会を代表します。代表理事の人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。また、複数名の場合は互選により1名を筆頭代表理事とします。

3. 副代表理事

代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時は、その職務を代行します。副代表理事の人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。

4. 相談役

長年の同友会活動で養った経験をもとに代表理事、理事会の良きアドバイザーとして、また同友会の歴史的体現者として、会の運営に支援・助言を行います。相談役は理事会で推薦し、総会で承認します。

5. 会計監査

総会において2名選出します。会計監査は決算書類の監査を行い、総会に報告します。

（支部）

第13条 会員の増加に伴い、円滑な活動を進めるために必要と判断される場合は、理事会の決定によって地域単位支部を設置します。支部活動は総会、理事会の方針にそって行い、その運営については別に定める支部運営規定によるものとします。

（専門委員会・部会）

第14条 会務の遂行にあたり、理事会の承認を得て専門委員会、部

会等を設置することができます。その構成は目的に応じて決定します。

（事務局）

第15条 本会の運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については理事会が決定します。

（財政）

第16条 本会の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営します。

（会計年度）

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

（規約の改廃）

第18条 この規約の改廃は、会員総会の議決を必要とします。

（実施年月日）

第19条 この規約は1998年（平成10年）10月23日より実施します。

（2000年4月27日・第3回定時総会において一部改正）

（2011年4月13日・第14回定時総会において一部改正）

（2017年4月20日・第20回定時総会において一部改正）

（2018年4月18日・第21回定時総会において一部改正）

（2019年4月17日・第22回定時総会において一部改正）

（2022年4月21日・第25回定時総会において一部改正）

（2024年4月18日・第27回定時総会において一部改正）

（付則）

本会の事業運営上細則を必要とするときは、理事会の承認を経て別に定めます。

青森県中小企業家同友会総務運営規定

第 1 章・総則

第 1 条 この規定は、青森県中小企業家同友会規約（以下、規約）の精神に基づいて、会を自主的・民主的に運営するための基準を定めるものです。

第 2 条 この規定に定めていない事項は、規約、総会または理事会の決定に従います。

第 2 章・謝礼

第 3 条 会員が例会、研究会、その他で発表者をつとめる場合は「共に学び合い、援けあう」同友会精神に照らして、原則として謝礼は支払わないものとします。但し、弁護士、税理士、コンサルタントなど専門職の立場での報告を依頼した場合は、総務委員会で協議のうえ謝礼を呈することがあります。

第 4 条 会員並びに事務局員が会の活動として得た講演料などは、原則として会の収入とします。

第 3 章・交通費、宿泊費

第 5 条 会員及び事務局員が会務として参加する場合、次のとおり交通費、及び宿泊費を支給します。

1. 役員または会員が会の活動として、理事会が必要を認めた中同協の役員会及び中同協専門委員会等に出席する場合は交通費（普通旅客運賃）、宿泊費（概ね 10,000 円以内）の実費、日当 1 日 2,000 円を支給します。
2. 県役員並びに県委員及び全県行事实行委員が職務遂行のため県内他支部の会合に出席する場合の交通費は、隣接支部の場合 2,000 円、それ以外の場合 3,000 円を基準として支給します。これは例会報告者として招へいされた場合についても適用します。
3. その他、自家用車使用の時は実費を会員と事務局員に支給することがあります。
4. 交通費、宿泊費、日当の支給状況は総務委員会の承認を得ることとします。
5. 本条は「2.」を除いて事務局員にも適用します。

第 4 章・慶弔

第 6 条 会員の慶弔時は次のように定めます。

1. 慶事については祝電を贈ります。
2. 弔事については次のとおり定めます。

2-1 会員本人の死亡

香典 10,000 円と献花、弔電を手向け、所属支部の全員と全県の役員、その他所属する委員会・部会の全員へお知らせします。

2-2 会員本人からみて一親等以内の親族の死亡

全県の役員、その他所属する委員会・部会の全員へお知らせします。

3. 特に増額や対象を拡大する場合は、総務委員会で検討・決定します。緊急の場合は代表理事、総務委員長、事務局長が協議の上支給し、次回総務委員会の承認を得ます。

4. 本条は事務局員にも適用します。

第 5 章・役員候補者の推薦、選考

第 7 条 役員選出は会員の誰もが立候補し、またあらかじめ本人の承諾を得て誰もが推薦できるものとします。その他、理事会において候補者を決め、推薦するものとします。

第 8 条 役員の選考にあたっては、候補者の所属支部からの推薦を経て、理事会が確認し、正式候補者として総会に提案します。

第 9 条 役員選考の基準は次のとおりとします。

1. 同友会の理念をよく理解し人格、識見共に優れ、社会的信望が厚い人。
2. 常に会内に新風が吹き込まれるよう、業種、年齢、性別、業容、地域なども十分に考慮し、各業界、地域の要望や状況を反映する。
3. 現役員の再任に当たっては、理事会をはじめ各種企画への参加状況、大局的な立場から見た貢献可能条件などを考慮する。
4. 新旧の交替を心がけると共に、運動の連続性、理事会の果たすべき役割も勘案し、無責任な輪番制、総入れ替えなどは行わない。

第 6 章・休会、退会、再入会

第 10 条 会員が規約第 8 条 1 項に基づいて休会する場合は、次のように定めます。

1. 届け出月分までの会費を完納していることとします。
2. 休会中は会費納入を免除します。
3. 休会中は本会が行う、会員を対象とした行事一切に参加することはできません。
4. 休会后、1 年以内に文書をもって復会の申し出を行わなかった場合は自然退会とみなします。

第 11 条 会員であった人が再入会を希望する場合は次のように定めます。

1. 会費滞納により退会処理を受けた人は、滞納分を清算しない限り再入会を認めません。
2. 除名処分を受けた人が再入会を希望する場合は、理事会で検討し、判断します。

第7章・運営にあたっての心がけ

- 第12条 会員からの問題提起は、どんなに小さくても必ず取り上げ、成果は全員のものとなるよう努めます。
- 第13条 会員の自主性を尊重し、“知りあい、学びあい、援けあい”を日常的に追求します。
- 第14条 会員の思想、信条、信教、企業の大小、会員としての経歴、社会的な地位などに関係なく会員は対等平等であり、それぞれの立場から自由に発言できる雰囲気を保障します。
- 第15条 身近な問題を軽視せず、大きな問題を諦めず、“早さ”と“粘り強さ”を織り込んで活動を進めます。
- 第16条 ボスの支配は絶対に避け、全会員が運営に参加できるよう細心の注意を払います。
- 第17条 他団体との交流も積極的に行い、要求や目的で一致できる点では手を取り合い、縄張り主義に陥らないようにします。
- 第18条 決定は“全員一致”をたてまえとし、十分に論議を尽くします。
- 第19条 会員個人の政党支持、政治活動の自由を保障し、会員が政治に関心を持つことは歓迎しますが、会として特定の政党や各種選挙の特定候補者への支持、もしくは反対の表明は行わないこととします。

第8章・細則

この規定は2003年（平成15年）4月23日より発効します。

（2006年4月26日・第9回定時総会において一部改正）

（2011年4月13日・第14回定時総会において一部改正）

（2014年4月22日・第17回定時総会において一部改正）

（2015年4月27日・第18回定時総会において一部改正）

（2019年4月17日・第22回定時総会において一部改正）

青森県中小企業家同友会支部運営規定

第 1 章・名称と目的

- 第 1 条 この規定は、青森県中小企業家同友会（以下、青森同友会という）規約第 13 条に基づいて、支部を運営するための基準を定めるものです。
- 第 2 条 この規定に定めのない事項は、青森同友会規約に準拠するものとし、理事会、支部幹事会の方針にそって行い、支部の実情に適合するかたちで具体化し、自主的、民主的に運営するものとします。
- 第 3 条 支部は青森同友会規約第 2 条の実現の為に次の活動を行うものとします。
1. 原則毎月 1 回の例会の開催
 2. 原則毎月 1 回の幹事会の開催
 3. 会員間の情報交換、相互交流
 4. 他団体との交流
 5. その他、青森同友会規約第 2 条の実現の為に必要な活動
- 第 4 条 支部会員は青森同友会すべての活動に参加することができるものとします。

第 2 章・組織

- 第 5 条 支部は下記の役員をおくことができるものとします。また、幹事の選出にあたっては本規定第 10 条に定める会議を経ることとします。
1. 支部長 1 名
 2. 副支部長 若干名
 3. 幹事 若干名（支部長、副支部長を含む）
- 第 6 条 役員の任期は 1 年とします。ただし、再任は妨げません。役員に欠員が生じたときは、幹事会を開催して候補者を選出し、幹事会の議を経て支部長が委嘱する事ができるものとします。ただし、任期は前任者の残存期間とします。支部長、副支部長は幹事の互選とします。
- 第 7 条 役員は次の責務を果たすものとします。
1. 支部長は、支部を代表し、運営するものとします。支部長は全県理事を兼務します。
 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは本会の会務を代行するものとします。
 3. 幹事は、支部長、副支部長を補佐し、幹事会を構成、円滑な運営をはかるものとします。
- 第 8 条 支部は必要により、幹事会の議を経て委員会、部会を設けることが出来るものとします。支部単位で設置する委員会、部会の活動内容、構成及び運営については当該幹事会で議論、決定することとします。

- 第 9 条 委員会や部会の行う事業は幹事会の承認を得なければならないものとします。ただし緊急の場合は支部長の承認を得ることでこれに代えることができるものとします。委員長、部会長は事業の実施状況について幹事会に報告しなければならないものとします。

第 3 章・会議

- 第 10 条 支部の会議は次のとおりとします。議長は支部長が務めることとします。
1. 幹事会
支部長、副支部長、幹事、事務局で構成します。
 2. その他、会員からの求めに応じて幹事会が必要を認めて設置する会議（支部会員会議）
幹事の過半数が必要を認めたとき、または支部会員の 3 分の 1 以上から請求があったとき、これを召集します。
- 第 11 条 支部の会議は次の条件で成立します。
1. 幹事会は幹事の 2 分の 1 以上の出席で成立します。
 2. 支部会員会議は支部会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立します。
- 第 12 条 会議の議決は対象となる幹事、会員の全員が議決権を有し、また出席者にこれを委任して欠席する事ができるものとします。
1. 議決権の委任は委任状を用いて行い、この中には『同友会活動支援システム【e. doyu】』を通じた出欠回答も含みます。
 2. 本条に該当する委任の方法に限りこれを出席とみなすことができるものとします。

第 4 章・雑則

- 第 13 条 この規定に定める以外の事項については、青森同友会規約及び規定・内規を準用するものとします。

第 5 章・規定の変更

- 第 14 条 この規定は幹事会、次いで理事会の承認を得た後、青森同友会総会で変更できるものとします。
- 付則 青森県中小企業家同友会青森支部の設立日は 2004 年（平成 16 年）10 月 13 日とします。
1. この規定は 2009 年（平成 21 年）4 月 22 日より施行します。
 2. （2011 年（平成 23 年）4 月 13 日一部改定）
 3. （2012 年（平成 24 年）4 月 19 日一部改定）
 4. （2019 年（平成 31 年）4 月 17 日一部改定）

青森県中小企業家同友会女性部会規約

- 第1条
(名称)
本会は青森県中小企業家同友会女性部会とします。
- 第2条
(目的)
この会は青森県中小企業家同友会の女性部会として、青森県中小企業家同友会規約第2条(目的)に準じて活動をすすめます。
1. 男女共生、自立の時代にむけて、女性経営者・女性会員の活力を生かし同友会の学びの可能性を広げ、学び合い、励ましあう活動とします。
2. 厳しい経営環境の中でも、女性経営者・幹部の立場から、あらたな試みにチャレンジして、強靱な経営体質を構築できるよう、総合的な力を身につけます。
3. 日本経済、地域環境、平和問題等、社会を取り巻く諸問題について学び、自らの経営課題として考え、行動します。
- 第3条
(事業)
本部会は前条の目的を達成するために、次の事業を行います。
1. 各種講演会、研修会、懇談会の開催
2. 部会員の融和を図るための親睦事業
3. 中小企業家同友会全国協議会女性部連絡会に加盟し、その発展強化を計ると共にあらゆる中小企業団体との協調、交流をすすめます。
- その他、必要と認めた事業
- 第4条
(組織範囲)
本部会の組織範囲は、原則として青森県一円とし、本部事務所を青森市におきます。
- 第5条
(会員資格)
青森県中小企業家同友会の会員企業に所属していることとします。
1. 同友会会員本人
2. 同友会会員の経営者婦人
3. 同友会会員の女性幹部社員
- 第6条
(入会)
本部会に入会を希望する人は、部会員もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に部会費を添えて申し込み、役員会の承認を得るものとします。
- 第7条
(会費・参加費)
部会費は年額3,000円とし、原則としてその他必要な経費は参加時に徴収します。
- 第8条
(退会)
退会を希望する場合は、その旨の書面を役員会に宛てて提出することとします。その場合は、すでに納入した部会費は返金しないものとします。
- 第9条
(運営)
1. 本部会は、会員の悩み・意見・要望を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰でも対等平等であり、民主的な運営を何よりも大切にします。
2. その他の事項については、同友会規約に準じます。
- 第10条
(機関)
本部会に次の機関をおきます。
1. 部会総会
本部会の最高決議機関で役員会が招集します。年1回開催し、臨時部会総会は役員会が必要と認めたとき、または3分の1以上の部会員から求めがあったときに開催します。部会総会は部会員の過半数の出席(委任も含む)で成立します。
2. 二役会
必要に応じて正副部会長で構成する二役会を開催します。二役会は部会長が招集し、議題に応じて二役会外からも助言を求めることができることとします。
3. 役員会
役員会は役員で構成され、部会の円滑な運営のため諸課題の解決や対外的な渉外活動にあたります。役員会は原則として一ヶ月に1回開催し、その他部会長が必要と認めたときに招集、又は過半数の役員から求めがあった場合に開催します。
- 第11条
(役員)
本部会に次の役員をおきます。尚、任期は一年とし、再任は防げません。
1. 役員
役員は地区単位で選出し、地区間をつなぐ役割、地区内の活動の推進役として力を発揮します。人数は各地区に在籍する部会員数も勘案し、若干名とします。
2. 部会長
本部会を内外に代表します。その選出は役員の互選とします。
3. 副部会長
部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理します。その選出は女性部会活動、地区活動の推進役として原則各地区から1名選出します。
- 第12条
(財政)
本部会の財政は部会費・その他の収入で運営します。
- 第13条
(会計年度)
本部会の会計年度は毎年3月1日～翌年2月末日までとします。
- 第14条
(規約の改廃)
この規約の改廃は、部会総会の議決を必要とします。
- 第15条
(実施年月日)
この規約は、2003年(平成15年)6月23日より施行します。
(2014年4月22日第17回定時総会において一部改正)
(2020年4月一部改正)

青森県中小企業家同友会 共に生きるみらい委員会規約

- (名称)
第1条
本会は青森県中小企業家同友会共に生きるみらい委員会とします。
- (目的)
第2条
この会は青森県中小企業家同友会の共に生きるみらい委員会として、同友会規約第2条(目的)に準じて活動をすすめます。
1. 私たちは「良い会社」をめざす企業の社会的責任として社会の中で生きづらさを抱えた人々への支援を推進します。
2. 私たちは「良い経営者」をめざす一人の人間として諸問題に関心を持ち、多様な命が育まれる豊かな社会づくりに取り組みます。
3. 私たちは「良い経営環境」をめざし、経済効率優先の市場原理主義でない人間性豊かな地域循環型の新しい経済社会の実現を展望し、すべての人々と共に生きることが当たり前前の社会の実現に取り組みます。
- 以上、3つの目的にそって問題に真剣に取り組み、同友会理念を実現する企業づくりをすすめます。
- (事業)
第3条
本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行います。
1. 「人間尊重の経営」のまさしく実践となるべく諸課題についての講演会、研修会、懇談会の開催
2. 会員の融和を図る為の親睦事業
3. 必要な情報を会員に知らせるために、会の機関紙を発行します。
4. 中小企業家同友会全国協議会障害者問題委員会に加盟し、その発展強化を計ると共に、あらゆる中小企業団体との協調、交流をすすめます。
5. その他、必要と認めた事業
- (組織範囲)
第4条
本会の組織範囲は、原則として青森県一円とし、本部事務所を青森市におきます。
- (会員資格)
第5条
青森県中小企業家同友会の会員とします。
1. 同友会会員本人
2. 同友会会員企業の取締役、管理職
- (入会)
第6条
本会に入会を希望する方は、共に生きるみらい委員会の承認を得るものとします。
- (会費)
第7条
共に生きるみらい委員会の活動に必要な経費は、活動時に参加費として徴収し、必要経費に充たいたします。
- (退会)
第8条
退会を希望する方は、共に生きるみらい委員会に退会の申出をし、承認を得ることとします。
- (運営)
第9条
本会は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰でも対等平等であり、民主的な運営を何よりも大切にします。
1. その他の事項については、同友会規約に準じます。
- (実施年月日)
第10条
この規約は、2012年(平成24年)4月19日より施行します。
(2014年4月22日第17回定時総会において一部改正)
(2023年4月19日第26回定時総会において一部改正)

中小企業憲章

2010年6月18日

閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつきやすい場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二、起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す。

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四、公正な市場環境を整える。

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五、セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する。

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・ 中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する。
- ・ 家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。
- ・ 中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる。

- ・ 地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す。
- ・ 地方自治体との連携を一層強める。
- ・ 政府一体となって取り組む。

こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する。

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二、人材の育成・確保を支援する。

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三、起業・新事業展開のしやすい環境を整える。

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四、海外展開を支援する。

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五、公正な市場環境を整える。

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六、中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七、地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する。

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす。

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

結び

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。